

建 管 第 1 5 7 5 号
平成 3 1 年 3 月 1 5 日

北海道行政書士会長 様

建 設 部 長

建設業許可等に係る変更届の郵送による受理に関する試行の実施について

建設業に係る各種施策の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、道では本年4月から北海道知事による建設業の許可及び建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る、変更届出書等の郵送による受理について、別添案内文「変更届のご案内」のとおり、試行的に全道各（総合）振興局において実施することといたしましたので、お知らせします。

なお、貴職におかれましては、各会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 試行の概要

(1) 概要

北海道知事による建設業法の許可及び建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届出書等の郵送による受理について、対象を定め、全道各（総合）振興局で試行的に実施するもの。

(2) 対象 次のとおり～原本確認が必要ない簡易なもの

	届出様式	変更届出事項	添付書類・確認書類
北海道知事による建設業許可に係る変更届	第22号の2	商号・名称	(法人) 履歴事項全部証明書 (個人) 商号登記や営業証明書など、変更事項及び年月日が確認できるもの
	第22号の2	資本金額	履歴事項全部証明書
	第11号の2	国家資格者等監理技術者(削除のみ)	不要
	第22号の2	電話番号の変更	不要
	第22号の4	全部廃業	不要
建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届	様式第6号	商号・名称	履歴事項全部証明書
	様式第6号	電話番号の変更	不要
	様式第6号	全部廃業	不要

(3) 試行期間

2019年4月1日～2020年3月31日

2 実施案内

別紙案内文「郵送による変更届のご案内」のとおり

(建設政策局建設管理課建設業グループ 担当 井上 電話011-231-4111 内線29-722)

北海道知事による建設業の許可、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る

郵送による変更届のご案内

2019年4月から1年間を試行期間とし、建設業の許可等に係る一部の変更届等について、郵送による受付を実施します。

北海道知事による建設業の許可、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る次の届出について、郵送での届出の試行を実施します。

まずは受付窓口までお電話ください。

- ・事前に各（総合）振興局建設指導課土木係（石狩振興局は指導審査係）までお電話いただき、対象となる変更届に必要な事項について、ご確認ください。
- ・対象となるのは次の届出です。

【対象となる届出書】

	届出様式	変更届出事項	添付書類・確認書類
北海道知事による建設業許可に係る変更届	第22号の2	商号・名称	(法人) 履歴事項全部証明書 (個人) 商号登記や営業証明書 など、変更事項及び年月日が確認できるもの
	第22号の2	資本金額	履歴事項全部証明書
	第11号の2	国家資格者等監理技術者 (削除のみ)	不要
	第22号の2	電話番号の変更	不要
	第22号の4	全部廃業	不要
建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届	様式第6号	商号・名称	履歴事項全部証明書
	様式第6号	電話番号の変更	不要
	様式第6号	全部廃業	不要

【提出する書類】

- 1 変更届送付票
(「担当者・申請代理人の氏名及び電話」等欄は、必ず記載してください。)
- 2 届出様式
- 3 添付・確認書類(提出書類を「変更届送付票」でチェックしてください)
- 4 代理人委任状(代理人による届出の場合)
- 5 副本(申請者保管書類)返送用封筒
 - ・副本が入る大きさのもので、返送先を記入の上、簡易書留分の切手を貼付したものを、同封願います。
 - ・書類不備等により返送する必要がある場合も使用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

【届出方法】

個人情報を含むものもあり、届出が確実に安全に送達されるよう、簡易書留など追跡サービスがあるもので郵送することを推奨します。

【受付窓口（郵送先・事前連絡先）】

許可を受けた振興局あてにご連絡ください。

振興局	郵便番号	住 所	あて先	電話番号
空知	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	空知総合振興局 建設指導課土木係	0126-20-0066
石狩	060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館	石狩振興局 建設 指導課指導審査係	011-231-4111内線 34-465 ～ 34-467
後志	044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目	後志総合振興局 建設指導課土木係	0136-23-1372
胆振	051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号	胆振総合振興局 建設指導課土木係	0143-24-9593
日高	057-8558	浦河町栄丘東通 5 6 号	日高振興局 建設指導課土木係	0146-22-9291
渡島	041-8558	函館市美原町 4 丁目 6-16	渡島総合振興局 建設指導課土木係	0138-47-9465
檜山	043-8558	江差町字陣屋町 3 3 6-3	檜山振興局 建設指導課土木係	0139-52-6631
上川	079-8610	旭川市永山 6 条 1 9 丁目	上川総合振興局 建設指導課土木係	0166-46-5946
留萌	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	留萌振興局 建設指導課土木係	0164-42-8447
宗谷	097-8558	稚内市末広 4 丁目 2 -27	宗谷総合振興局 建設指導課土木係	0162-33-2529
十勝	093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	十勝総合振興局 建設指導課土木係	0152-41-0641
十勝	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1	十勝総合振興局 建設指導課土木	0155-27-8540
釧路	085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	釧路総合振興局 建設指導課土木係	0154-43-9191
根室	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地	根室振興局 建設指導課土木係	0153-24-5629

※大臣許可は、対象外とさせていただきます。

【届出の完了】

郵送により届いた届出書は、各（総合）振興局において、形式審査を行った上で、書類不備等がなかった場合、申請者保管書類として受領印を押印した副本を返送し、手続きは完了します。

【書類不備等があった場合】

提出書類等に不備または不足等があった場合、届出は完了したことになります。届出者又は代理人に連絡させていただきますので、再提出いただくことになります。

【留意事項】

送付のやりとりでの事故は当方で責任を負いかねますので、予めご了承の上、手続きをお願いします。

【郵送による届出全般に関するお問合せ先】

北海道庁 本庁舎10階（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）
建設部建設政策局建設管理課 建設業グループ 電話番号：011-231-4111内線29-722

変更届送付票

年 月 日

許可番号			代理人	所属			委任状の有無 ^{※1}
商号・名称				氏名			有 ・ 無
担当者氏名				固定電話			都合のよい時間帯 ^{※2} : ~ :
連絡先	固定電話		携帯電話				
	F A X		F A X				

※¹ 代理人は委任状が必要です。

※² 9～17時（12～13時を除く）で連絡のつきやすい時間帯を記入してください。

○建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録に係る変更届

内容（変更するものにチェック）	必要書類（同封したものにチェック）注意事項に留意願います。
☐ 商号・名称	☐ 変更届出書（別記様式第6号） - 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 「商号、名称又は氏名（フリガナ）」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名（フリガナ）」が記載されているか。 - 登録番号が記載されているか。 - 登録年月日が記載されているか。 「変更に係る事項」に「商号・名称」と記載されているか。 「変更前」、「変更後」、「変更年月日」が記載されているか。 ☐ （法人の場合）履歴事項全部証明書 （個人の場合）商号登記、営業証明書など変更事項及び変更年月日が確認できるもの。
☐ 電話番号の変更	☐ 変更届出書（別記様式第6号） - 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 「商号、名称又は氏名（フリガナ）」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名（フリガナ）」が記載されているか。 - 登録番号が記載されているか。 - 登録年月日が記載されているか。 「変更に係る事項」に「電話番号」と記載されているか。 「変更前」、「変更後」、「変更年月日」が記載されているか。
☐ 全部廃業	☐ 変更届出書（別記様式第6号） ○様式における標題の「変更」を取り消し「廃業」に修正の上使用願います。 ○様式における「変更に係る事項」を「廃業の理由」に、「変更年月日」を「廃業年月日」に修正の上使用願います。 - 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 「商号、名称又は氏名（フリガナ）」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名（フリガナ）」が記載されているか。 - 登録番号が記載されているか。 - 登録年月日が記載されているか。 「廃業理由」、「廃業年月日」が記載されているか。

○その他確認事項（ご確認の上、チェック願います。）

☐ 必要部数	☐ 正本1部、副本1部
☐ 副本返送用封筒	☐ 返送先を記入の上、簡易書留分の切手を貼付したもの。 ※ 書類不備等で返送する際に使用することがあります。ご了承ください。

○修正依頼事項

	年 月 日（担当者）
--	------------

※変更届を郵送する際、この送付票に添付し、お送りください。

変更届送付票

年 月 日

許可番号			代理人	所属			委任状の有無 ^{※1}
商号・名称				氏名			有 ・ 無
担当者氏名				固定電話			都合のよい時間帯 ^{※2} : ~ :
連絡先	固定電話		携帯電話				
	F A X		F A X				

※¹ 代理人は委任状が必要です。

※² 9～17時（12～13時を除く）で連絡のつきやすい時間帯を記入してください。

○北海道知事による建設業の許可に係る変更届

内容（変更するものにチェック）	必要書類（同封したものにチェック）注意事項に留意願います。
☐ 商号・名称	☐ 変更届出書（様式第二十二号の二）第一面 ・ 届出の該当項目に○がついているか。 ・ 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 ・ 許可の番号・年月日・法人番号が記載されているか。 ・ 届出事項、変更前、変更後、変更年月日が記載されているか。 ・ 変更に関する入力事項の必要項目が記載されているか。 ☐ （法人の場合）履歴事項全部証明書 （個人の場合）商号登記、営業証明書など変更事項及び変更年月日が確認できるもの。
☐ 資本金額	☐ 変更届出書（様式第二十二号の二）第一面 ・ 届出の該当項目に○がついているか。 ・ 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 ・ 許可の番号・年月日・法人番号が記載されているか。 ・ 届出事項、変更前、変更後、変更年月日が記載されているか。 ・ 変更に関する入力事項の必要項目が記載されているか。 ☐ 履歴事項全部証明書
☐ 国家資格者・監理技術者（削除のみ）	☐ 国家資格者・監理技術者一覧表（様式第十一号の二） ・ 届出の該当項目に○がついているか。 ・ 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 ・ 区分コードが「5」となっているか。 ・ 許可の番号・年月日が記載されているか。 ・ 変更に関する入力事項の必要項目が記載されているか。
☐ 電話番号の変更	☐ 変更届出書（様式第二十二号の二）第一面 ・ 届出の該当項目に○がついているか。 ・ 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 ・ 許可の番号・年月日・法人番号が記載されているか。 ・ 届出事項、変更前、変更後、変更年月日が記載されているか。 ・ 変更に関する入力事項の必要項目が記載されているか。
☐ 全部廃業	☐ 廃業書（様式第二十二号の四） ・ 届出者の住所・名前の記載、押印がなされているか。 ・ 区分コードが「1」となっているか。 ・ 許可の番号・年月日が記載されているか。 ・ 「廃業した建設業」「許可を受けている建設業」欄が記載されているか。 ・ 「廃業等の年月日」「廃業等の理由」が記載されているか。

○その他確認事項（ご確認の上、チェック願います。）

☐ 必要部数	☐ 正本1部、副本2部（石狩振興局は正本1部、副本1部）
☐ 副本返送用封筒	☐ 返送先を記入の上、簡易書留分の切手を貼付したもの。 ※ 書類不備等で返送する際に使用することがあります。ご了承ください。

○修正依頼事項

	年 月 日（担当者）
--	------------

※変更届を郵送する際、この送付票に添付し、お送りください。

